



【インドネシア観光目的査証(35ドル)免除開始についてのご案内】

2015年6月15日(月)

株式会社 旅工房

日本国籍の方で、観光目的かつ、30日未満のインドネシア滞在に際して、査証が免除になりました。

- ・日本一般旅券所持者対象
- ・インドネシア滞在期間は30日以内(入国日も含めて数えます)\*延長はできません。
- ・観光目的限定
- ・インドネシアの5大国際空港(ジャカルタのスカルノ・ハッタ空港、デンパサールのングラライ空港、メダンのクアラナム空港、スラバヤのジュアンダ空港、バタム島のハン・ナディム空港)その他の空港では、査証免除での入国はできません。

・到着査証(VOA)は、今まで通り存続されます。

31日以上の観光目的(VOAで入国後、1回延長可。有料60日以内)の入国や、就労を伴わないビジネス目的などの入国の場合は、VOA(35ドル)をご利用ください。

査証免除による入国の場合も、旅券の残存有効期間は6か月以上、査証欄余白ページが十分あることが必要です。また、復路の航空券の提示が求められることもあります。

なお、旅券へ入出国印の押印は必須ですので、入出国時には、必ず押印されていること及びその内容(日付など)を確認をお願いします。

詳しくは、担当スタッフへご連絡ください。

**TABIKOBO CO. LTD.**

Sunshine 60 46F, 3-1-1 Higashi-Ikebukuro Toshima-ku Tokyo 1706046

TEL: 03-5956-4170 FAX: 03-5950-3830

URL: <http://www.tabikobo.com>